# 第二編 環境リスクを減らすための取組とデータ

## 第一章 事業者の自主的な取組の促進による環境リスクの低減

## 1 化管法について

国では、有害なおそれのある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障を未然に防止することを目的として、平成11年7月に特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」といいます。)を制定しました。

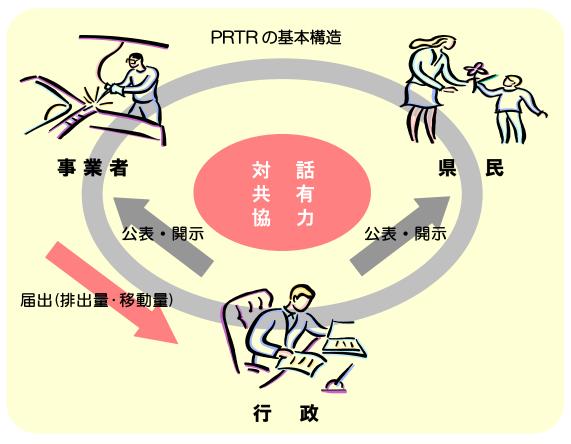
化管法は、化学物質の環境への排出量などの把握(PRTR制度)並びに事業者による化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供(SDS制度)から成り立っており、この2つの制度が車の両輪となって、事業者による化学物質の管理の改善を進める仕組みとなっています。

化管法の制定によって、私たちは化学物質の排出に関するより詳しい情報を入手することが可能 になりました。

## (1) PRTR 制度について

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register)制度とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源からどれくらい排出されたか、あるいは廃棄物中に含まれて事業所の外に運び出されたかなどを事業者が自ら把握し、毎年、都道府県などを経由して国に届け出るとともに、国がその届出データや推計に基づき、排出量・移動量を公表する仕組みです。

この制度は、1970~80 年代にオランダやアメリカで導入が始まりましたが、平成4 (1992) 年にリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議(地球サミット)で採択された、持続可能な開発のための行動計画「アジェンダ 21」の中で、化学物質のリスク削減の手法として位置付けられました。



## ■ PRTR の対象化学物質

## 化管法第一種指定化学物質(515物質)

次のいずれかの有害性の条件に当てはまり、環境中に広く継続的に存在するもの

- 人の健康を損なうおそれ、または動植物の生育などに支障を及ぼすおそれがあるもの
- 環境中に排出された後で化学変化を起こし、容易に上記の有害な化学物質を生成するもの
- オゾン層を破壊するおそれがあるもの

## **「特定第一種指定化学物質(23物質)**

第一種指定化学物質のうち、人に対する発がん性等があると評価されているもの (石綿、ベンゼンなど)

- →26ページに県内で排出量が多かった10種類の化学物質を紹介しています。
- ※ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和3年10月20日に公布され、令和5年4月1日に一部施行されました。この改正により、化管法第一種指定化学物質は515物質に、特定第一種指定化学物質は23物質に変更され、新たな物質での事業者による排出量・移動量の届出は、令和6年4月1日から開始しました。

## ■ PRTR の対象事業者

PRTR制度の対象化学物質を製造している、もしくは原材料として使用しているなど、対象化学物質を取り扱う事業者や環境中へ排出している事業者のうち、次の3つの条件をすべて満たす事業者が対象となります。

対象業種 ……… 次に示す 24 業種

## 対象の 24 業種

金属鉱業 原油及び天然ガス鉱業 製造業 電気業 ガス業 熱供給業 下水道業 鉄道業 倉庫業 石油卸売業 鉄スクラップ卸売業 自動車卸売業 燃料小売業 洗濯業 写真業 自動車整備業 機械修理業 商品検査業 計量証明業 一般廃棄物処理業 産業廃棄物処分業 医療業 高等教育機関 自然科学研究所

- 従業員数 … 常時雇用している人が 21 人以上
- 取扱量\* … 対象化学物質の年間取扱量が 1 トン以上 (特定第一種指定化学物質は 0.5 トン以上)
- ※ 下水道終末処理施設(下水道業)や一般廃棄物処理施設(一般廃棄物処理業)、産業廃棄物処理施設(産業廃棄物処分業)などは特別要件施設といい、これらを設置している事業者については、取扱量の下限はありません。

#### ■ PRTR の届出内容

対象事業者は、年に一度、対象化学物質について、前年度の事業所ごとの排出量と移動量を把握し、都道府県などを経由して国に届け出ることが義務付けられています。

排出量とは、生産工程などから排ガスや排水などに含まれて環境中に排出される第一種指定化学物質の量で、次の図の①から④に分けられています。

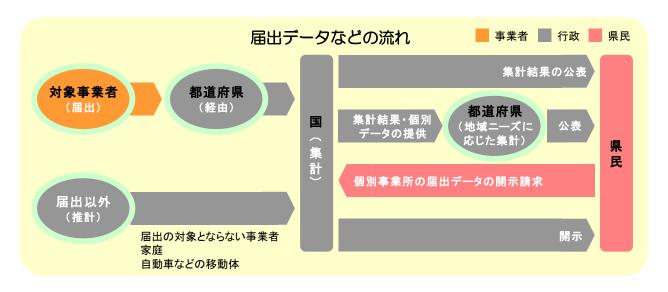
移動量とは、廃棄物の処理を事業所の外で行うなどで移動する第一種指定化学物質の量のことで、次の図の⑤と⑥に分けられています。



## ■ PRTR データの集計・公表

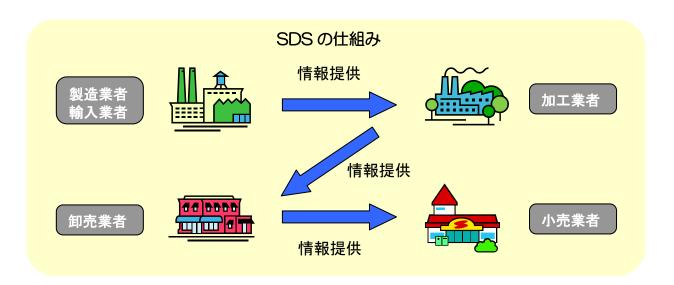
国は、事業者から届け出られた排出量と移動量の集計と、届出の対象とならない事業者や家庭、自動車など(以下「移動体」といいます。)からの排出量の推計を行い、公表します。 また、県は、国から提供されたデータを基に、県内の排出量などの状況について独自に集計を行い、公表しています。

なお、集計結果の概要は、19ページ以降に掲載してあります。



## (2) SDS 制度について

事業者が自ら取り扱う化学物質を適切に管理するためには、取り扱う原材料や資材などの有害性や取扱い上の注意などについて把握しておく必要があります。このため、化管法ではPRTR制度のほかに、SDS制度を定めています。SDS(Safety Data Sheet)とは「安全データシート」のことで、SDS制度は対象化学物質又はそれを含有する製品を他の事業者に譲渡又は提供する際に、その化学物質の性状及び取扱いに関する情報を事前に提供することを義務付ける仕組みです。



## ■ SDS の対象化学物質

## ● 化管法第一種指定化学物質(515 物質)

次のいずれかの有害性の条件に当てはまり、環境中に広く継続的に存在するもの

- 人の健康を損なうおそれ、または動植物の生育などに支障を及ぼすおそれがあるもの。
- 環境中に排出された後で化学変化を起こし、容易に上記の有害な化学物質を生成するもの
- オゾン層を破壊するおそれがあるもの

#### 化管法第二種指定化学物質(134 物質)

第一種指定化学物質と同じ有害性の条件に当てはまり、製造量の増加などがあった場合には、環境中に広く存在することとなると見込まれるもの

## ■ SDS の対象事業者

業種、常用雇用者数及び年間取扱量に関係なく、他の事業者と第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びそれらを含む製品を取引するすべての事業者が対象となります。

## ■ SDS の記載内容

SDSで提供しなければならない情報は、次の【SDSの記載項目】に掲げる16項目です。

SDSはメーカーによっては、ホームページに公開していることもあります。 また、経済産業省のホームページに記載例などが掲載されています。 経済産業省のホームページ「SDS制度 作成・提供方法」 https://www.meti.go.jp/policy/chemical\_management/law/msds/4.html

SDSの対象となる化学物質を含む製品でも、含まれている濃度が一定以下のものや家庭用の製品などは、SDSを提供する必要がありません。例えば、同じ成分を含む洗剤でも、業務用であればSDSを提供する必要がありますが、家庭用であれば必要がありません。

## 【SDS の記載項目】

- 化学品及び会社情報
- 危険有害性の要約
- 組成及び成分情報
- 応急措置
- 火災時の措置
- 漏出時の措置
- 取扱い及び保管上の注意
- ばく露防止及び保護措置

- 物理的及び化学的性質
- 安定性及び反応性
- 有害性情報
- 環境影響情報
- 廃棄上の注意
- 輸送上の注意
- 適用法令
- その他の情報

#### ■ GHS とは

様々な化学物質が世界中に流通しているなか、国際的に調和された化学品の分類・表示方法が必要であるとの認識のもと、2003 年7月に「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)」が、国連において採択されました。この「世界調和システム(The Globally Harmonized System)」の頭文字を取って、一般的には「GHS」と呼ばれています。

GHSは、全ての化学品を対象とし、危険有害性(ハザード)に基づいて分類することを基本的な考え方としており、「化学物質および混合物の有害性を判定するための基準」と、「絵表示等を含む安全データシート(SDS)などによる危険有害性の情報伝達に関する事項」が示されています。

## ■ GHS に基づく情報提供(SDS、ラベル)

化管法では、SDSによる情報伝達の方法として、GHSとの整合を図り、JIS Z7253 に適合した記載を行うよう努めることを省令において規定しています。また、JIS Z7253 に適合したラベル表示による情報提供を行うことが努力義務となり、純物質は平成 24 年 6 月 1 日から、混合物は平成 27 年 4 月 1 日から適用となりました。ラベルには危険有害性を表す絵表示を掲載することとなっています。

# <絵表示>



※参考資料:経済産業省のホームページ「SDS 制度 作成・提供方法」

